

三木市記者発表資料 (令和6年3月27日発表)			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
総務部 総務課	課長 中西進 (内線 2440)	人事係	0794-82-2000 (内線 2442)

タイトル								
懲戒処分の公表								
説明文								
<p>三木市は、令和6年3月27日付けで、地方公務員法第29条の規定による懲戒処分を行いました。</p> <p>1 事案の概要</p> <p>処分対象者は、令和5年8月5日午前6時28分頃、酒気帯び（呼気1リットルにつき0.25ミリグラム以上のアルコールを身体に保有する）状態で、神戸市北区日の峰3丁目25番地の4付近の道路において、普通乗用自動車を運転し検挙された。</p> <p>その後、令和5年10月12日、本件酒気帯び運転につき、兵庫県公安委員会から運転免許取消の処分を受けた。</p> <p>2 処分対象者及び処分内容</p> <p>このたびの事案は、酒気帯び運転事案であり、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号に該当するものとして、次のとおり懲戒処分を行う。</p> <table border="1"><thead><tr><th>役職名</th><th>年齢</th><th>性別</th><th>処分の内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>産業振興部 観光振興課 再任用職員</td><td>62歳</td><td>男</td><td>停職3か月</td></tr></tbody></table> <p>3 今後の対応</p> <p>公務員としての自覚、規律ある行動、法令遵守については繰り返し指導してまいりました。しかしながら、このたびの事案は公務員としてはもとより、社会規範に反する行為であり、市民の皆様の信頼を再び著しく損ないましたこと、心より深くお詫び申し上げます。</p> <p>今後このような行為を起こすことのないよう、職員の指導・監督をより一層徹底し、市民の皆様からの信頼回復に全力で取り組んでまいります。</p>	役職名	年齢	性別	処分の内容	産業振興部 観光振興課 再任用職員	62歳	男	停職3か月
役職名	年齢	性別	処分の内容					
産業振興部 観光振興課 再任用職員	62歳	男	停職3か月					